破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２８６号
佐賀県鳥栖市幸津町1227番地１
破産者　内野　敬文
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
秋田県北秋田市住吉町６番７号　佐藤アパート３号、前住所秋田県大館市下代野字下代野95番地３
破産者　猪岡　勇治（旧姓石田）
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１３５号
秋田県北秋田市木戸石字才ノ神岱224番地
破産者　澤藤　　裕
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第９５２号
埼玉県新座市野火止４丁目４番６号　ロイヤルシティーＮＩＩＺＡ・Ｑ棟201号室
破産者　斉藤　克行
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４６号
埼玉県桶川市大字下日出谷957番地の23
破産者　須田　道子
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３５号
埼玉県桶川市大字川田谷3259番地の１、旧住所埼玉県川越市脇田新田３番地41
破産者　諏訪　博之
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４２号
さいたま市北区宮原町４丁目122番地２　シャルマン２―106号室、旧住所さいたま市北区吉野町２丁目20番地８　グリーンミユキ吉野町702号
破産者　外園　　聡
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３３号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号１―211
破産者　辻村　　稔
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６２号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野1206番地２
破産者　細見　隆久
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５６７号
埼玉県坂戸市芦山町１番地１―207北坂戸駅前第２ハイツ、開始決定時の住所埼玉県入間郡越生町越生東５丁目３番地24
破産者　古賀　正司
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５６８号
埼玉県坂戸市芦山町１番地１―207北坂戸駅前第２ハイツ、開始決定時の住所埼玉県入間郡越生町越生東５丁目３番地24
破産者　マ　キン　マーチー
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２０１号
北海道旭川市東光８条４丁目４番３号　東光８・４プラザ105号室伊東治美方、申立時の住所北海道旭川市旭町１条15丁目688番地の213　伊東治美方
破産者　工藤　義夫
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３８号
北海道富良野市緑町５番11号
破産者　大橋　信義
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３８８号
仙台市泉区黒松２―19―４　プチシャトー101、住民票上の住所宮城県塩竈市北浜２丁目７番８号　ビューハイツ北浜306
破産者　佐藤　麻弥
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６４３号
埼玉県狭山市大字北入曽934番地の13　コーポ美鈴101
破産者　高澤　利己
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６８７号
埼玉県入間市大字仏子997番地５　仏子団地９―203
破産者　小谷野　修
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６９４号
埼玉県飯能市大字川寺493番地３
破産者　柏倉　政治
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６９５号
埼玉県飯能市大字川寺493番地３
破産者　柏倉　幸子
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部